

高座清掃施設組合公共工事共通事項書

高座清掃施設組合発注の土木・建築工事等の施工にあたり、関係法令等を遵守することは当然であるが、共通事項として下記のとおり定める。

1. 建設業法等に基づく注意事項

- (1) 建設業許可票の掲示
- (2) 労災保険関係成立票の掲示
- (3) 建設業退職金共済契約及び建退共適用事業主工事現場標識の掲示
 - ・ 請負者は、下請負業者に対しても指導・管理すること。
 - ・ 証紙は、請負工事単位ごとに購入すること。
 - ・ 証紙の購入額は、元請・下請を含めた建退共の対象となる労働者の総人数に対応する額とすること。
 - ・ 証紙の購入後は、速やかに掛金収納書を監督員に提出すること。
 - ・ 建退共制度以外の退職金制度に加入のため、証紙の購入を必要としない場合は、書面により監督員に報告すること。（下請負業者を含む）
- (4) 施工体系図の掲示
- (5) 請負金額の掲示（請負金額 1,000 万円以上が対象）
- (6) 現場代理人は、現場に常駐し適切な管理をすること。（公共工事の場合、現場代理人は金額の大小にかかわらず専任でなければならない。）また、主任（監理）技術者を配置し、施工管理に遺漏のないようにすること。（主任（監理）技術者は、請負金額 2,500 万円以上（建築工事は 5,000 万円以上）の場合は専任でなければならない。）
※（1）～（5）については、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

2. 下請負人通知書・建設工事下請負契約書（全ての下請契約）の写し・施工体系図を監督員に提出すること。

- ・ 下請契約書は、建設業法第 19 条各号に掲げる事項を網羅すること。

3. 作業予定の事前提出、進捗状況の報告を書面で行うこと。

4. 工事实績情報サービスの登録について

- ・ 請負金額が 2,500 万円以上は「詳細コリンズ」に、請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満は「簡易コリンズ」に登録し、報告すること。
- ・ 詳細コリンズは、受注・変更・完成時に登録内容について監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内、登録内容の変更時は変更が生じた日から 10 日以内、完成時は工事完成後 10 日以内に登録手続きを行い、登録されたことが証明される資料の写しを速やかに監督員に提出すること。
- ・ 簡易コリンズは、受注時に登録内容について監督員の確認を受けたうえ、契約締結後 10 日以内に登録手続きを行い、登録されたことが証明される資料の写し

を速やかに監督員に提出すること。

- ・ 契約の変更に伴う詳細コリンズ及び簡易コリンズの取扱いについては、制度に基づき適正な手続きを行うこと。

5. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の注意事項

- ・ 本工事が、法第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、法を遵守し施工すること。
- ・ 法第12条に基づく事前説明については、当該工事担当職員に対し契約締結日前（入札後）までに書面で行うこと。
- ・ 請負契約書については、法13条に基づき必要事項を記載のうえ作成し、工事担当課等にて確認を受けること。
- ・ 法第18条に基づく再資源化等の完了報告は、監督員に対し書面で行うこと。

6. 工事現場等における施工体制の点検の実施

- ・ 請負金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円以上）については、高座清掃施設組合工事現場等における施工体制の点検要領（平成18年5月1日施行）に基づき点検を実施する。

7. 抜き打ち検査の実施

- ・ 請負金額500万円以上については、高座清掃施設組合抜き打ち検査実施要領（平成18年5月1日施行）に基づき抜き打ち検査を実施する。

8. アスベスト対策

- ・ 工事等において、原則として、原材料にアスベストを含んだものを使用しないこと。
- ・ 入札案件における工事等については、建材等の原材料にアスベストが含有されていない旨のメーカーが発行する証明書を提出すること。

9. 現場代理人や主任（監理）技術者を工事期間内に特別な理由なく変更しないこと。

10. 違反する行為や疑わしい事柄がある場合には、関係機関に通知する。

11. その他については、所管課の指示を受け対応すること。

12. 工事成績の公表

- ・ 工事成績評定要領に基づく工事成績の評定結果については、検査結果として取りまとめ、公表する。また、高座清掃施設組合情報公開条例に基づく、公開請求があった場合も公表する。

附 則

この共通事項書は平成18年8月25日より適用する。

附 則

この共通事項書は平成19年4月1日より適用する。